第1章 緑の基本計画の前提



春日大明神のイチョウ

1章 緑の基本計画の前提

1-1 計画の背景

本市は、明治 22 年市町村制度が導入されて以降、幾多の合併を経てきた旧嬉野町、旧塩田町が、 平成 18 年 1 月 1 日に合併し成立した都市である。合併前の平成 15 年に旧嬉野町では「嬉野町 緑の基本計画」を策定しており、「緑と水に抱かれた ほっとするまち うれしの」を緑の将来像とし、様々な施策に取り組んできた。

一方で、平成16年6月に景観緑三法*が成立し、都市環境の整備にあたり、美しい景観づくりと豊かな緑の形成を一体となって進めることが重要であるとされ、「緑の基本計画」においてもこれらに対応したものに改訂等が求められている。

こうした状況を踏まえ、本市が総合計画で掲げる**『歓声が聞こえる嬉野市』**の中での緑に関する**「自然と共生する安全で快適なまち」**を目指すべく、新しい「緑の基本計画」を策定することとなった。

※景観緑三法・・・「景観法」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」「景観法の施行に伴 う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律を合わせた呼称

1-2 緑の基本計画とは

『緑の基本計画』とは、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が独自性、創意工夫を発揮して、緑地の保全から公園緑地の整備、その他公共公益施設及び民有地の緑化推進まで、「まちの緑」について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにする総合的な計画である。

◆緑の基本計画の特徴

- ① 法律に根拠をおく計画制度である。
- ② 市町村の緑とオープンスペースの全てに関する総合的な計画である。
- ③ 住民に最も身近な地方公共団体で、総合行政を行う市町村がその自治事務として策定する計画である。
- ④ 計画の策定に際して住民の意見の反映が義務付けられている。
- ⑤ 計画内容の公表が義務付けられている。
- ⑥ 都市緑地法担当部局が、都市の緑に関する総合的な調整役となり、策定するマスタープランである。

1-3 緑の機能と対象となる緑

(1)緑の機能

『緑』には様々な役割があり、地球環境や都市全体、地域、人々の生活だけでなく、人の心や 精神面へも大きな影響を与えるものである。こうした緑のもつ役割を再認識し、まちづくりに活 かすことが大切である。

◆緑の機能

- ●都市部の生活環境や地球全体に関わる環境保全機能
- ●動植物の生息環境など生態系の維持機能
- ●嬉野市らしい景観を形成する景観形成機能
- ●自然とのふれあいや余暇活動空間を確保するレクリエーション機能
- ●災害時のバリアや避難地となる**防災機能**
- ●農地・山林等、生産の場としての生産機能

(2)対象となる緑

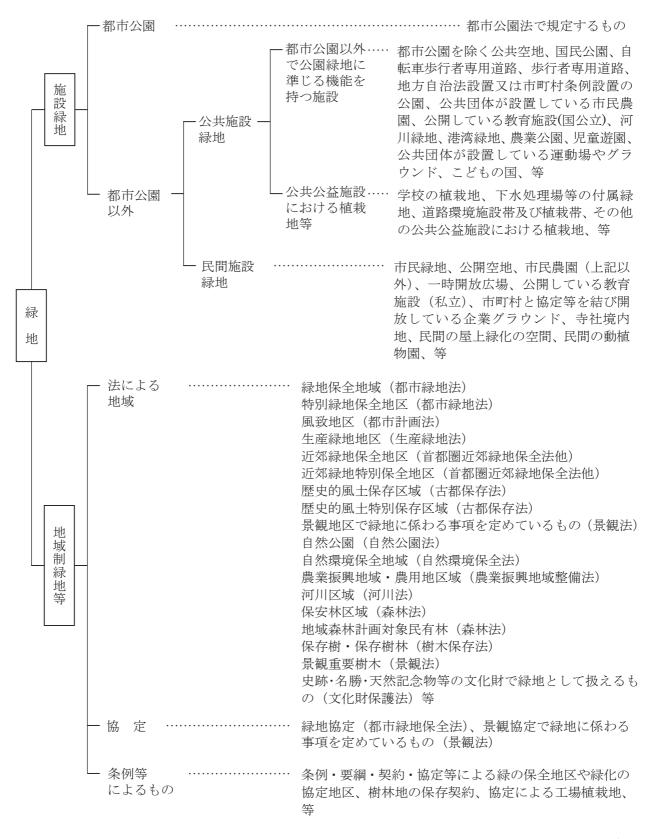
本計画で対象とする緑は、我々の身近に存在するもので、保全する緑と、新たに創出する緑も含まれる。

◆対象となる緑

- ●山林の緑・・・森林、雑木林など
- ●農地の緑・・・田んぼ、畑、果樹園など
- ●水辺の緑・・・河川、ダム、ため池など
- ●公共施設の緑・・・公園、緑地、街路樹、公共公益施設の緑など
- ●民間の緑・・・企業、工場、公開空地等の緑など
- ●個人の緑・・・生垣、庭木、花など

(3) 緑地の分類

本計画における緑地の分類を以下に示す。



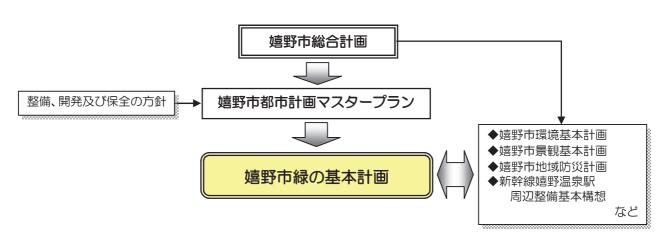
※出典:新編 緑の基本計画ハンドブック

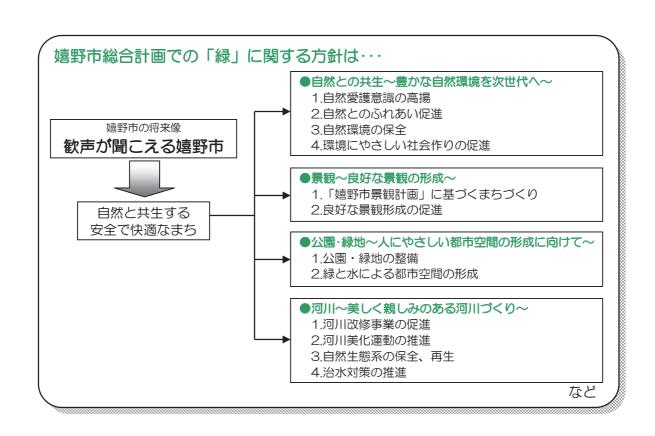
1-4 緑の基本計画の位置づけ

本計画は、都市計画法や都市緑地法に基づいて策定する計画であり、計画の目標年次や将来人口などの基本的な枠組みについては、上位計画となる県の計画や市の総合計画、都市計画マスタープランやその他の様々な関連計画との整合を図り、計画を進める必要がある。

本計画はこれらの関連計画の中の「緑」について担当し、それぞれの施策の連携により、よりよいまちづくりを進めるものである。

■緑の基本計画の位置づけ■





1-5 計画のフレーム

本計画の目標年次は、「嬉野市都市計画マスタープラン」と整合性を図り、概ね 20 年後の 2030 年(平成 42 年) とし、中間年次を 2020 年(平成 32 年) と設定する。

本計画の対象区域は、本来、『緑の基本計画』では都市計画区域を対象とするが、ここでは本市の緑の特徴を考慮し、都市計画区域周辺の緑についても重要な役割を果たしていると認識し、市域全体 126.51 km² を対象とし、都市公園の整備や都市緑化に関しては都市計画区域を対象とする。

なお、都市計画区域については、現在の都市計画区域(旧嬉野町の一部)を近い将来拡大し、 旧塩田町を含む範囲で見直す予定である。よって、本計画では、現況以外の計画及び整備方針等 については、現在の旧嬉野町の一部と旧塩田町を含めた、将来計画の都市計画区域を対象とする こととする。

目標年次:2030年(平成42年) 中間年次:2020年(平成32年)

■計画対象区域■

用途地域	都市計画区域	市域全体
現 況:274 ha	現 況:4,568 ha	126.51 km ²
将来計画: 302 ha	将来計画:9,173 ha	120. 51 KIII

■将来人口■

	2010年(現況)	2020 年	2030年
総人口	28, 984 人	28,000 人	26,000 人
都市計画区域人口	16,600 人	26,900 人	25, 200 人

※2020年及び2030年の都市計画区域人口は都市計画区域拡大後の人口とする。

●都市計画区域の見直し■

※都市計画マスタープランより